

# NFD 西白杵消防だより

第3号



令和元年12月



九州の精銳部隊 宮崎に集結！

令和元年度 緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練

# 緊急消防援助隊 九州ブロック合同訓練

11月9日、10日の2日間にわたり、高原町をメイン会場として「令和元年度 緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練」が開催されました。九州各県から緊急消防援助隊に登録している部隊（隊員約800人、車両約200台）が集結。台風に伴う豪雨、大地震とそれに連動した噴火災害を想定し、様々な救助訓練や救急訓練などを、実災害さながらに行いました。この訓練は、全国を6ブロックに分け、各ブロックにおいて毎年実施（九州は8県で持ち回り）されています。



▲ 集結した各県大隊の隊員たち



▲ 集結した各県大隊の車両



## 【緊急消防援助隊（緊援隊）について】

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神・淡路大震災で、消防力が不足し十分な活動が行えなかつた教訓を踏まえ、同年6月に創設されました。国内で地震等の大規模災害又は特殊災害が発生した際、被災した都道府県内の消防力では対応が困難

な場合に、都道府県域を越えて消防力を結集し、被災地で迅速かつ効果的に人命救助等の活動ができるよう、全国の消防機関相互による援助体制が確立されています。

2019年4月1日現在の緊急消防援助隊の登録数は、全国723消防本部の6,258隊、宮崎県では56隊が登録されており、西臼杵消防本部も救急隊1隊を登録しています。

近年では、平成28年4月の熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨などで緊急消防援助隊が派遣され、被災地で活動しました。平成23年の東日本大震災のときは、宮崎県からも緊急消防援助隊の部隊が派遣されています。



▲ エアーテントを設営する隊員たち

被災地に入る緊急消防援助隊は、自らエアーテントを設営して野営し、持参したレトルト食品等で食事を取ります。活動が長期化する場合は、隊員の交代もあります。



▲ しっかり食事を取りることも重要

# 部隊運用訓練レポート



▲夜間訓練（現場指揮本部）



▲夜間訓練（土石流埋没家屋からの救出）



▲夜間訓練（がれき下からの救出）



▲活動隊全体を指揮する指揮支援本部



▲災害現場へ向け出動する救助隊



▲横転した列車からの救出



▲落下横転した車両からの救出



▲活動方針等を決定する現場指揮本部



▲コンクリートの壁面を破壊し救出



▲座屈したビルからの救出



▲生存者を捜索する災害救助犬も出動



▲多重衝突車両からの救出

## 今回の訓練に参加した緊急消防援助隊の特殊車両



▲部隊の活動拠点にもなる支援車



▲土砂を除去するための小型重機



▲泥ねい地で威力を発揮するバギー

# 住民の安全のために!

## 令和2年4月1日から 違反対象物の公表制度が始めます。

近年、ホテルや社会福祉施設において、尊い生命が失われる悲惨な火災が発生しています。火災が発生した建物には、消防法令で義務付けられている消防用設備が設置されていないなどの違反が見受けられることがあります。

これを受け、平成27年から全国的に、消防法令に関する重大な違反のある建物について、その法令

違反の内容を公表する「違反対象物の公表制度」が始まりました。西臼杵消防本部でも、令和2年4月1日から、西臼杵郡内の建物を利用される皆さまの安全・安心のために、この制度の運用を開始します。

なお、公表については、立入検査等で違反が認められた防火対象物を対象に、西臼杵広域行政事務組合（消防本部）ホームページ上に掲載します。

### 1 公表の対象となる建物

消防法令上「特定防火対象物」として規定されている対象物で、多数の一般の方が利用する建物が該当します。

【例】飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設など



### 2 公表の対象となる法令違反の内容

消防法第4条第1項に規定する立入検査において、次に掲げる消防用設備等が一切設置されていないと認められたものを対象とします。

（消防法令により設置が義務付けられているものに限ります。）

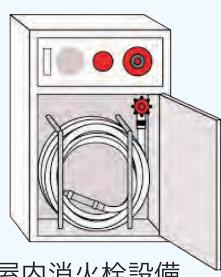
- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



屋内消火栓設備

### 3 公表する内容

- ・建物の名称
- ・所在地及びその部分の名称
- ・違反内容
- ・その他（公表日など）

### 4 公表する方法

西臼杵広域行政事務組合（消防本部）ホームページの次の場所に掲載します。

西臼杵広域行政事務組合（消防本部）  
ホームページ  
**公表関係 ⇒ 違反対象物公表制度**

#### 【建物所有者の皆さんへ】

所有する建物について、火災予防上の不備がないように、防火管理を適切に行ってください。建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。



#### 【お問い合わせ先】

西臼杵広域行政事務組合消防本部

総務課予防係

**電話 (0982) 82-2900**

# 消防・救急フェスタ2019



消防・救急フェスタ2019を8月11日に開催しました。この催しは、消防の仕事を広く住民の皆さんに知ってもらうこと、また、子どもたちに消防に慣れ親しんでもらうことを目的に、昨年から開催しています。

会場では、車両の展示や、小さな力で重い物を持ち上げができる倍力システム体験、心肺蘇生法体験のほか、救助隊による交通救助の訓練展示も行われました。

普段は乗ることのできない大きな消防車に乗って子どもたちは大喜び。救助訓練展示では、油圧救助器具で車両のドアなどが切断されると、会場からは歓声が上がっていました。



▲ 脈拍を測ってもらったよ



▲ 消防車かっこいいね！



▲ 私たちにも持ち上げられるよ  
(倍力システム体験)



▲ 救助隊による交通救助訓練

## 救急隊活動をPR



「救急の日」である9月9日からの救急医療週間の期間中、署員が西臼杵3町の役場を訪れ、救急現場活動のデモンストレーションを行いました。

普段あまり目にすることのない救急隊の活動を、まずは行政職員に知ってもらおうと今年度初めて実施しました。心肺停止の傷病者に対し、器具を使用した心臓マッサージや、救急救命士が特定行為である気管内挿管、薬剤投与を実施。役場職員の皆さんには興味深そうに救急隊の活動を見守っていました。

## 航空隊との連携を確認



宮崎県防災救急航空隊と西臼杵消防署との合同訓練を8月16日に実施しました。

訓練では、地上から無線で防災ヘリを誘導する要領や、ヘリが離着陸する際の周囲の監視・誘導要領を確認。また、山岳救助等の現場にヘリで上空から隊員を投入することを想定し、西臼杵消防の隊員が航空隊員と一緒に降下する訓練も行いました。

西臼杵消防では今年の1月以降、救助等で10件、林野火災で1件、防災ヘリを要請しています。

# 消防長査閲訓練

西臼杵広域消防本部が運用を開始してから5年目を迎えたのを機に、消防長査閲訓練が初めて実施されました。

この訓練は、隊員の技量や隊の活動の習熟度など日頃の訓練の成果を消防長が確認するもので、厳正な規律が求められる通常点検のほか、消防署の第1から第3までの係（隊）がそれぞれに、火災防御訓練、救助訓練、救急訓練を展示しました。

訓練後、日高消防長が「規律正しい動作や、各訓練において連携の取れた隊の活動を見て頼もしく感じた。西臼杵さんには安心・安全のため今後も更に研さん努めてもらいたい」と訓示。署員は決意も新たに表情を引き締めていました。



堂々入賞！



## 消防本部のホームページを開設しました！

西臼杵広域行政事務組合（消防本部）のホームページを開設し、10月1日から公開しています。ホームページでは、消防本部からのお知らせを掲載するほか、消防本部へ提出する各種届出書や申請書の様式（Word・Excel）をダウンロードできるようになっています。また、衛生センターや消防車両の出し方なども掲載しており、ごみの出し方などで迷った際に便利な内容となっています。ぜひ一度ご覧ください。



西臼杵広域

検索

## 指令室

緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に参加してきました。と言つても、開催県である我々宮崎県内の消防本部は訓練の運営側として携わったのですが…。それにしても、九州各县大隊の隊員・車両が集結する様は圧巻でした。大規模災害が発生すると迅速に救助に駆けつける緊急消防援助隊。被災地の人々は、あの車列を見るだけでも勇気づけられるのではないかと思います。南海トラフ大地震の発生が危惧されるなか、そのときに備え、西臼杵消防も日々の訓練を大切にしていきたいです。皆さんもぜひ、地震など災害に対する日頃の備えを心がけてください。（コー）

8月に岡山市で開催された「第48回全国消防救助技術大会・水上の部」に、消防署第2係の齊藤豪消防司令補が宮崎県代表として出場。基本泳法の種目で見事入賞を果たしました。

基本泳法は、常に水面から顔を上げた状態で「抜き手」と「平泳ぎ」で25メートルずつ泳ぐもので、水難救助における基本的な泳法です。

齊藤司令補は、全国から強者たちが集う舞台で、基本泳法の出場選手中最年長ながら、力強い泳ぎを見せました。